

事業用資産に係る事業に関する明細書
(継続届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による継続届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業
に関する明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

屋号	所在場所	
----	------	--

2 この届出書を提出する日の属する年の前年以前の各年(その特例(贈与・相続)報告基準日^(注1)(以下「報告基準日」といいます。)の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。)の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額			円
② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額			円
③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注2)	帳簿価額	運用収入	
有価証券 不動産 ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	a b c d	円 h 円 i 円 j 円 k	円
現金、預貯金等	e f	円 l 円 m	円
④ 必要経費不算入対価等 ^(注4) (報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	g		円
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g)			円
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額(h+i+j+k+l+m)			円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%

4 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。)に規定する場合^(注5, 6)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有*	無
----	---

* 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

記載方法等

1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受ける場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものと記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するとの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。